

お知らせ

院外処方では

服用していただくお薬の

先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の選択が可能となりました。

1. 患者さんのご意思で、服用していただくお薬を、先発医薬品または後発医薬品のどちらかを選ぶことが出来るようになりました。
2. 後発医薬品を希望される場合は、診察の際に、担当医師に申し出てください。
3. 「後発医薬品への変更可」の院外処方箋が発行された場合、調剤薬局で十分説明を受けていただき、患者さんが判断してください。
4. お薬によっては、後発医薬品が発売されていないことがあります。

先発医薬品とは

新たに開発された医薬品で、一定期間の特許権があります。

後発医薬品とは

先発医薬品の特許が切れた後、開発メーカー以外にも製造・販売が認められる薬で、先発医薬品と主成分（有効成分）が同じ薬です。開発費が殆どかからないため通常安価とされています。

市立四日市病院

掲示許可
市立四日市病院 診療部長